

協議第 39 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の 2 つの農業委員会を置く。その期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとし、その後は 1 つに統合する。
- 2 2 市 2 町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。
- 3 農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40 人とする。
- 4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。
 - (1) 西条市の区域 定数 12 人で 4 選挙区制とする。
 - (2) 東予市の区域 定数 14 人で 3 選挙区制とする。
 - (3) 丹原町の区域 定数 9 人で 3 選挙区制とする。
 - (4) 小松町の区域 定数 5 人で 1 選挙区制とする。

付属資料(その 4) P. 6 ~ 11 参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	細項目																																															
事務事業名			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業委員会分科会																																											
基本調整方針	<p>1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。</p> <p>2 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。</p> <p>4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。</p> <p>(1) 西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。</p> <p>(2) 東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。</p> <p>(3) 丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。</p> <p>(4) 小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。</p>																																																
具 体 項 目						摘 要																																											
1 合併市町の現在の区域面積、区域内の農地面積及び基準農業者数（農地面積：基準農業者数：H14.4.1現在）																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">西 条 市</th> <th style="width: 15%;">東 予 市</th> <th style="width: 15%;">丹 原 町</th> <th style="width: 15%;">小 松 町</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町の区域の面積(ha)</td> <td style="text-align: center;">23,053</td> <td style="text-align: center;">7,389</td> <td style="text-align: center;">12,910</td> <td style="text-align: center;">7,626</td> <td style="text-align: center;">50,978</td> <td style="text-align: center;">ha</td> </tr> <tr> <td>市町の区域内の農地面積</td> <td style="text-align: center;">2,657</td> <td style="text-align: center;">2,305</td> <td style="text-align: center;">1,952</td> <td style="text-align: center;">871</td> <td style="text-align: center;">7,785</td> <td style="text-align: center;">ha</td> </tr> <tr> <td>基準農業者数（農家数）</td> <td style="text-align: center;">2,838</td> <td style="text-align: center;">2,770</td> <td style="text-align: center;">1,973</td> <td style="text-align: center;">819</td> <td style="text-align: center;">8,400</td> <td style="text-align: center;">戸</td> </tr> <tr> <td>有権者数</td> <td style="text-align: center;">5,563</td> <td style="text-align: center;">6,932</td> <td style="text-align: center;">4,162</td> <td style="text-align: center;">2,637</td> <td style="text-align: center;">19,294</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	合 計		市町の区域の面積(ha)	23,053	7,389	12,910	7,626	50,978	ha	市町の区域内の農地面積	2,657	2,305	1,952	871	7,785	ha	基準農業者数（農家数）	2,838	2,770	1,973	819	8,400	戸	有権者数	5,563	6,932	4,162	2,637	19,294	人								
区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	合 計																																												
市町の区域の面積(ha)	23,053	7,389	12,910	7,626	50,978	ha																																											
市町の区域内の農地面積	2,657	2,305	1,952	871	7,785	ha																																											
基準農業者数（農家数）	2,838	2,770	1,973	819	8,400	戸																																											
有権者数	5,563	6,932	4,162	2,637	19,294	人																																											
2 合併関係市町の現在の農業委員会委員の定数及び任期																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">西 条 市</th> <th style="width: 15%;">東 予 市</th> <th style="width: 15%;">丹 原 町</th> <th style="width: 15%;">小 松 町</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(1)定数</td> <td>選挙による委員の定数 (農委法第7条)</td> <td style="text-align: center;">25人</td> <td style="text-align: center;">30人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">87人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">選任による委員の定数 (農委法第12条)</td> <td>(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人</td> <td>(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人</td> <td>(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人</td> <td>(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人</td> <td>(第1号委員) 農業協同組合推薦 4人 農業共済組合推薦 4人</td> </tr> <tr> <td>(第2号委員) 議会推薦 5人</td> <td>(第2号委員) 議会推薦 5人</td> <td>(第2号委員) 議会推薦 4人</td> <td>(第2号委員) 議会推薦 1人</td> <td>(第2号委員) 議会推薦 15人</td> </tr> <tr> <td>選任委員合計 7人</td> <td>7人</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>委員合計</td> <td style="text-align: center;">32人</td> <td style="text-align: center;">37人</td> <td style="text-align: center;">21人</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">110人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(2)任 期</td> <td>平成14年7月20日 平成17年7月19日</td> <td>平成14年1月1日 平成16年12月31日</td> <td>平成14年7月20日 平成17年7月19日</td> <td>平成14年7月20日 平成17年7月19日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	合 計		(1)定数	選挙による委員の定数 (農委法第7条)	25人	30人	15人	17人	87人	選任による委員の定数 (農委法第12条)	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 4人 農業共済組合推薦 4人	(第2号委員) 議会推薦 5人	(第2号委員) 議会推薦 5人	(第2号委員) 議会推薦 4人	(第2号委員) 議会推薦 1人	(第2号委員) 議会推薦 15人	選任委員合計 7人	7人	6人	3人	23人	委員合計	32人	37人	21人	20人	110人	(2)任 期	平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年1月1日 平成16年12月31日	平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年7月20日 平成17年7月19日		
区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	合 計																																												
(1)定数	選挙による委員の定数 (農委法第7条)	25人	30人	15人	17人	87人																																											
	選任による委員の定数 (農委法第12条)	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 4人 農業共済組合推薦 4人																																											
		(第2号委員) 議会推薦 5人	(第2号委員) 議会推薦 5人	(第2号委員) 議会推薦 4人	(第2号委員) 議会推薦 1人	(第2号委員) 議会推薦 15人																																											
		選任委員合計 7人	7人	6人	3人	23人																																											
委員合計	32人	37人	21人	20人	110人																																												
(2)任 期	平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年1月1日 平成16年12月31日	平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年7月20日 平成17年7月19日																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	細項目					
事務事業名				専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業委員会分科会
基本調整方針							
具 体 項 目							摘 要
3 合併市町（新市）の農業委員会委員の定数及び任期の選択肢							
区 分		選任方法	定 数	任 期	根拠法令等	選任委員の取扱い	
(1) 合併市町の区域に1つの農業委員会を置く場合		原則1	新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項及び第15条第1項	新たに選任する
		特例1	引き続き在任。ただし、合併関係市町の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80を越えず10を下らない数 (注1)	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項及び第2項	新たに選任する
(2) 合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合		原則2	各委員会毎に新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項及び第15条第1項	新たに選任する
		特例3	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	第34条第1項(新設合併の場合)	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する。
<p>(注 1) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。(合併特例法第8条2項)</p>							
							<p>(参考)</p> <p>2つ以上の農業委員会を置く場合の要件</p> <p>新市町村の区域面積が24,000haを越えるか又は農地面積が7,000haを越える場合</p> <p>(法令等の表示)</p> <p>農委法：農業委員会等に関する法律 合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	細項目			
事務事業名		専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業委員会分科会
調整方針					

4 合併市町の現在の農業委員会委員定数、在職委員数（H15.4.1現在）

区分	西条市			東予市			丹原町			小松町			合計					
	法定定数	条例定数	現在委員数	法定定数	条例定数	現在委員数	法定定数	条例定数	現在委員数	法定定数	条例定数	現在委員数	法定定数	条例定数	現在委員数			
定数	選挙による委員の数			30人以下	25人	25人	30人以下	30人	29人	30人以下	15人	15人	20人以下	17人	17人	110人以下	87人	86人
	選任による委員の数	(第1号委員) 農協・共済推薦	2		2	2	2		2	2		2	2		2	8		8
		(第2号委員) 議会推薦	5以内		5	5以内	5	5以内	5	5以内	4	5以内	1	5以内	1	20以内		15
	上記合計			37以内		32	37以内		36	37以内		21	27以内		20	138以内		109
	現在規定の定数合計			32			37			22			24			115		

5 調整方針に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

区分	現在の2市2町の合計			合併時の取扱い				平成17年7月20日以降の取扱い			
	法定定数	条例定数	現在委員数	合併時の身分	選任方法	選任委員数	定数				
定数	西条市の区域を区域とする農業委員会	選挙による委員の数		30人以下	25人	25人	存続する	引き続き在任する。	合併時に在任している数	25人	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会を1つに統合し、選挙となる。 選挙委員 40人 西条市の区域 定数12人 4選挙区制 東予市の区域 定数14人 3選挙区制 丹原町の区域 定数9人 3選挙区制 小松町の区域 定数5人 1選挙区制 選任委員 <ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合推薦 2(2団体) 農業共済組合推薦 2(2団体) 議会推薦 5
		選任による委員の数	(第1号委員) 農協・共済推薦	2		2	身分喪失	新市で合併の日に新たに選任する。	農業協同組合推薦1団体1名 農業共済組合推薦1団体1名	2	
			(第2号委員) 議会推薦	5以内		5	身分喪失	新市の議会で新たに選任する。	議会推薦5名以内	5	
		上記の合計		37以内		32				32	
定数	東予市・丹原町・小松町の区域を区域とする農業委員会	選挙による委員の数		80人以下	62人	61人	存続する	引き続き在任する。	合併時に在任している数	61人	<ul style="list-style-type: none"> 選任委員 <ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合推薦 2(2団体) 農業共済組合推薦 2(2団体) 議会推薦 5
		選任による委員の数	(第1号委員) 農協・共済推薦	6		6	身分喪失	新市で合併の日に新たに選任する。	農業協同組合推薦1団体1名 農業共済組合推薦1団体1名	2	
			(第2号委員) 議会推薦	15以内		10	身分喪失	新市の議会で新たに選任する。	議会推薦5名以内	5	
		上記の合計		101以内		77				68	
合計		138以内		109				100	計 49 任期 3年		
任期		西条市・丹原町・小松町 平成14年7月20日 平成17年7月19日 東予市 平成14年1月1日 平成16年12月31日			<ul style="list-style-type: none"> 選挙委員であった者は、合併後平成17年7月19日まで在任する。 新たに選任される委員は、選挙による委員の任期の残任期間となる。 						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		細項目			
事務事業名			専門部会名	産業経済部会	分科会名	
調整方針						
					摘 要	
6 合併市町の選挙による農業委員会委員の選挙区制の現状と調整方針						
	選挙区の名称	区 域	定 数	平成17年7月20日以降		
西条市 (4選挙区)	第1選挙区	飯岡、早川、大浜、大町(上神拝、横黒西を除く。)神拝甲の一部(新町上、新町中、新町下、加茂町、北の丁上)、福武、明神木、朔日市の一部(御舟町) 保野、丸野、市之川	6人	農業委員会1つに統合し、定数40人で選挙区を設ける。	西条市の区域 定数12人で4選挙区	
	第2選挙区	船屋、下島山、天神、玉津、新田、ひうち、大町の一部(上神拝、横黒西) 東町、大師町、本町、栄町、明屋敷、港、神拝乙、朔日市(御舟町を除く。) 樋之口、古川(禎瑞上を除く。) 神拝甲(新町上、新町中、新町下、加茂町、北の丁上を除く。) 喜多川	7			
	第3選挙区	中野、洲之内、中西、中西新開、安知生、安知生新開、鍋倉新開、津越、黒瀬の一部(中寺) 荒川、千町、藤之石、西田、西田新開、西田西新開、西泉、西泉東新開、西泉西新開、檜木、坂元、野々市、禎瑞、東相生、西相生、古川の一部(禎瑞上) 古川新開	8			
	第4選挙区	氷見、氷見東新開、氷見西新開、氷見南新開、氷見北新開、氷見石岡新開、大保木、西之川、東之川、中奥、兎之山、黒瀬(中寺を除く。)	4			
	計		25			
東予市 (4選挙区)	第1選挙区	周布、吉田、玉之江、今在家、広江、石田	8			東予市の区域 定数14人で3選挙区
	第2選挙区	三津屋、三津屋南、三津屋東、北条、壬生川、喜多台、円海寺、明理川	6			
	第3選挙区	高田、国安、桑村、新市、安用出作、安用、広岡、石延、上市、新町	6			
	第4選挙区	三芳、楠、河原津、河原津新田、黒谷、河之内、旦之上、福成寺、実報寺、宮之内、大野	10			
	計		30			
丹原町 (3選挙区)	第1選挙区	大字丹原、大字願連寺、大字池田、大字今井、大字久妙寺、大字古田、大字徳能、大字高知、大字田滝、大字徳能出作	5		丹原町の区域 定数9人で3選挙区	
	第2選挙区	大字田野上方、大字北田野、大字長野、大字高松、大字川根	5			
	第3選挙区	大字関屋、大字石経、大字来見、大字湯谷口、大字志川、大字寺尾、大字明穂、大字臼坂、大字鞍瀬、大字明河、大字千原、大字楠窪	5			
	計		15			
小松町 (1選挙区)		全 域	17		小松町の区域 定数5人で1選挙区	

(参考)
 選挙区を設ける場合の要件
 ・すべての選挙区につき、区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数(農家世帯数)が600以上となるようにしなければならない。
 ・各選挙区における選挙すべき農業委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定める。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

新設（対等）合併する市町村においては、市町村長など常勤の特別職や農業委員を始めとする行政委員会などの非常勤の特別職については、法律で特に認められている以外は、すべてその身分を失い、新市において法律、条例の定めるところにより新たに選任（選挙）する必要がある。

しかしながら、農業委員については、合併の際、合併特例法などにより定数、任期について特例措置が定められている。又、農業委員会は、1市町村1農業委員会が原則ですが、その区域を2以上にわけてその区域ごとに農業委員会を置くことができる。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

第3条〔設置〕

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5～6 略

第7条〔選挙による委員〕

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第10条の2〔選挙の単位〕

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

第12条〔選任による委員〕

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
- 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条〔委員の任期〕

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

農業委員会等に関する法律施行令

第2条の2〔選挙による委員の定数の基準〕

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農	20人以下

	業生産法人の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

「基準農業者数」とは、10a以上耕作している区域内の農家世帯数と農業生産法人の数の合計数

第5条〔選挙区の基準〕

法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）

第8条〔農業委員会の委員の任期等に関する特例〕

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその区に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下〔指定都市〕という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村

は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員は、合併協議会法第8条第1項第1号を適用し、合併後1年間在任する。

〔南宇和合併協議会〕

合併時に統合し、選挙による委員は、平成17年7月19日まで引き続き委員として在職する。選挙による委員の定数は、新町において調整する。

〔東宇和合併協議会〕

合併時に統合し、委員の定数は、30人とする。選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町・三瓶町の区域	6人
宇和町の区域	10人
野村町の区域	9人
城川町の区域	5人

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

新市に1つの農業委員会を置き、選挙委員は平成17年7月の統一選挙日まで引き続き在任する。定数については、合併時まで調整する。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

選挙による委員は、合併特例法を適用し、平成17年4月30日（7月）までに在任する。農業委員会は、合併時1つとする。

〔かみうけな合併協議会〕

合併時農業委員会は、1つとし、選挙による委員は、合併特例法を適用し、平成17年7月19日の統一選（約11ヶ月）までとする。

〔東かがわ市〕

選挙による委員は、合併特例法適用し、平成16年3月31日（1年）まで引き続き在職する。

〔さぬき市〕

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

〔周南市〕

2市2町の農業委員会は、農業委員会に関する法律第34条第1項を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設ける。選挙区の数及び各選挙区の定数は、新市で調整する。